

日本船舶及び船員の確保に関する基本方針 改正案

交通政策審議会海事分科会 ご説明資料

国土交通省 海事局 平成25年2月

1. 平成24年度税制改正要望の背景と税制改正大綱の概要
2. 海上運送法の一部改正による準日本船舶制度の創設
3. 平成25年度税制改正要望の背景と税制改正大綱の概要
4. 日本船舶及び船員の確保に関する基本方針について（改正案骨子）
5. 日本船舶及び船員の確保の目標・計画認定の基本的事項

平成24年度税制改正

準日本船舶制度の創設

平成25年度税制改正

改正基本方針(案)と日本船舶等の確保の目標

平成24年度税制改正要望の背景・内容

- 東日本大震災や原発事故を契機として、厳しい国際競争にさらされている日本商船隊による安定輸送・経済安全保障の確立の重要性がより明確化。
(外国船社の日本寄港の忌避、外国政府の一定海域の回避勧告)
- 日本船舶の増加ペースアップを図るとともに、日本船舶を補完するものとして一定の外国船舶を確保することにより、早期に安定輸送・経済安全保障の確立を達成することが必要。

→ 「日本の船社が支配する特に重要な一定の外国船舶」をトン数標準税制の追加対象とする制度拡充を要望

要望の結果

平成24年度税制改正大綱（抄）（平成23年12月10日閣議決定）

対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）については、更なる経済安全保障確保の観点から、日本船舶への迅速かつ確実な転換等の課題にも対応した次期通常国会における海上運送法改正、日本船舶や日本人船員を増加させるという日本船舶・船員確保計画の拡充を前提に、平成25年度税制改正において、日本船舶増加のインセンティブにも十分配慮しつつ、適用対象を我が国外航海運業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶に拡充します。

（注）上記の改正は、平成25年4月1日以後に開始する事業年度について適用します。

平成24年度税制改正

準日本船舶制度の創設

平成25年度税制改正

改正基本方針(案)と日本船舶等の確保の目標

法改正の概要：準日本船舶の認定制度の創設

★海上運送法の一部を改正する法律（平成24年法律第88号）
平成24年9月6日に成立、12月11日施行

国土交通大臣は、外航船社が運航する外国船舶で、その海外子会社が所有するもののうち、以下の要件を満たす船舶を準日本船舶として認定する。

認定要件

1. 外航船社と海外子会社との間において、航海命令が発せられた場合に海外子会社が当該船社に船舶を譲渡することを内容とする契約を締結しており、これが確実に履行可能であると認められること
2. その他航海命令による航海に確実にかつ速やかに従事させるため必要となる一定の要件（大きさ等）を満たすこと

→航海命令による航海に確実にかつ速やかに従事できる船舶

船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律の特例

準日本船舶のトン数の測度は認定時にあらかじめ行うこととし、外航船社が、準日本船舶を海外子会社から譲り受ける場合については、船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律に基づくトン数の測度を行ったものとみなす。

→日本船舶に国籍を変更するための手続が迅速化

航海命令に際して日本船舶として確実にかつ速やかに航行することが可能な準日本船舶が確保され、我が国における安定輸送・経済安全保障の確保が一層促進される。

平成24年度税制改正

準日本船舶制度の創設

平成25年度税制改正

改正基本方針(案)と日本船舶等の確保の目標

平成25年度税制改正要望の背景・内容

「我が国外航海運業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶（準日本船舶）」をトン数標準税制の追加対象とする制度拡充を要望

要望の結果

平成25年度税制改正大綱（抄）（平成25年1月29日閣議決定）

対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）について、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に日本船舶・船員確保計画の認定（変更の認定を含む。）を受けた対外船舶運航事業を営む法人については、日本船舶による事業収入に加えて、海上運送法に規定する準日本船舶で国土交通大臣が確認したものによる事業収入をこの特例の対象とする。なお、この場合における準日本船舶の100純トン・1日当たりのみなし利益の金額は、準日本船舶の純トン数に応じて次のとおりとする。

1,000 トン以下の純トン数	180円
1,000 トンを超え10,000 トン以下の純トン数	135円
10,000 トンを超え25,000 トン以下の純トン数	90円
25,000 トンを超える純トン数	45円

（注）国土交通大臣が確認する準日本船舶の隻数は、平成25年度以降の日本船舶の増加隻数の3倍まで（日本船舶と合わせて450隻を上限）とする。

平成24年度税制改正

準日本船舶制度の創設

平成25年度税制改正

改正基本方針(案)と日本船舶等の確保の目標

日本船舶及び船員の確保に関する基本方針について (改正案骨子)

1. 日本船舶及び船員の確保の意義及び目標に関する事項

(1) 日本船舶及び船員の確保の意義

①外航日本船舶の確保並びに外航日本人船員の育成及び確保の意義

②内航船員の育成及び確保の意義

(2) 日本船舶及び船員の確保の目標

2. 日本船舶及び船員の確保のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

(1) 日本船舶・船員確保計画認定制度の適切な実施

(2) トン数標準税制の導入

(3) 準日本船舶制度の活用

(4) 内航船員の育成及び確保に関する予算措置の導入

(5) 非常時における輸送体制の確保

(6) 多様な養成課程による船員の育成及び確保

(7) その他

3. 船舶運航事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

(1) 外航海運事業者が講ずべき措置

(2) 内航海運事業者が講ずべき措置

4. 計画の認定に関する基本的な事項

(1) 認定の申請に当たっての基本的事項

①申請者

②計画期間

③申請時期

(2) 計画の認定基準に関する基本的な事項

①基本方針への適合性(第1号基準)

1) 外航日本船舶の計画的な確保に関する基準

2) 外航日本人船員の計画的な育成及び確保に関する基準

②確実かつ効果的な実施可能性(第2号基準)

③計画期間(第3号基準)

④船員職業安定法の特例(第4号基準)

⑤トン数標準税制の適用(第5号基準)

⑥その他

(3) 計画の記載事項

(4) トン数標準税制の適用を引き続き受けるための計画の変更

(5) 計画の勧告及び取消しに関する基本的な事項

5. 関係者の協力

6. 日本船舶及び船員の確保に関する施策の評価の実施

平成24年度税制改正

準日本船舶制度の創設

平成25年度税制改正

改正基本方針(案)と日本船舶等の確保の目標

日本船舶及び船員の確保の目標

○外航日本船舶の数を平成20年度からの9年間で3.2倍に、外航日本人船員の数を10年間で1.5倍に増加させることを目標とする。

日本船舶・船員確保計画の認定に関する基本的な事項

○認定申請者：対外船舶運航事業者

○計画期間：5年間

（ただし、平成21年度からトン数標準税制の適用を受けている認定事業者が、平成25年度の計画期間終了の日以降引き続きトン数標準税制の適用を受けようとする場合にあっては、平成26年度から4年間）

○認定基準：

- ・外航日本船舶にあっては、平成20年度からの9年間で3.2倍以上に増加させること。
（新たにトン数標準税制の適用を受けようとする場合にあっては、5年間の計画期間内で2.2倍以上に増加させること。）
- ・外航日本船舶及び準日本船舶の隻数に応じた外航日本人船員の養成を行うこと。
（毎年度外航日本船舶1隻当たり日本人船員1人以上及び準日本船舶1隻当たり日本人船員1人以上を養成するとの考え方から、計画期間内の養成人数の総和が、計画期間の最終年度において、計画期間内の各事業年度の外航日本船舶及び準日本船舶の合計隻数に相当する人数の総和以上となる養成を行うこと。）
- ・外航日本船舶及び準日本船舶の隻数に応じた外航日本人船員を確保すること。
（計画期間を通じて、外航日本船舶については1隻当たり4人配乗できる人数を常に確保し、準日本船舶については1隻当たり2人配乗できる人数の日本人海技士を常に確保すること。）
- ・外航日本人船員が減少しない計画であること。
- ・外航日本人船員の採用増（中途採用、退職者等の積極活用を含む。）、訓練の充実等に資する具体的な措置を行うこと。

等